

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習について次のとおり定める。

平成十六年四月二十七日

消防庁長官 林 省吾

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。）について次のとおり定める。

- 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の二第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程（次号におい

て「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。

二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第九十号。次項において「改正省令」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の四年前までに改正省令による改正前の消防法施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条の三第一項の甲種防火管理講習の課程を修了した者については、第一号中「防火管理者に定められた日」とあるのは、「この告示の施行の日」と読み替えるものとする。

3 この告示の施行の際現に旧規則第二条の三第一項の甲種防火管理講習の課程を修了している者は、第一号の甲種防火管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

